

平成 2 5 年 度 税 制 改 正 の 概 要 (厚 生 労 働 省 関 係)

平成 2 5 年 1 月



厚生労働省

目 次

＜医療関係＞	1
＜保険関係＞	3
＜介護・障害等＞	4
＜子ども・子育て＞	5
＜就労促進等＞	6
＜生活衛生関係＞	7
＜その他＞	8

※番号の前に＊印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

＜医療関係＞

1. 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

社会保険診療報酬の所得計算の特例について、次の措置を講ずる。

- ① 適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7,000 万円を超える者を除外する。

(注)上記の改正は、個人は平成 26 年分以後の所得税について適用し、法人は平成 25 年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う規定の整備を行う。

2. 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続

〔事業税〕

3. 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

4. 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

5. 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

法人税における医療用機器等の特別償却制度について、対象機器等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。(所得税においても同様)

* 6. グリーン投資減税の見直し

〔所得税、法人税〕

法人税におけるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度(環境関連投資促進税制)について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。(所得税においても同様)

- ① 普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置(即時償却)について、対象資産に熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)を加えた上、その適用期限を平成 27 年3月 31 日までとする。
- ② 対象資産に定置用蓄電設備等を加えるとともに、対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外する等の見直しを行う。

*** 7. 研究開発税制(総額型)の拡充**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

法人税における試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度(研究開発税制)について、次の見直しを行う。(所得税においても同様)

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、2年間の時限措置として、控除税額の上限を当期の法人税額の 30%(現行 20%) に引き上げる。
- ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える。

中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額の控除税額の上限を、2年間の時限措置として、当期の法人税額の 30%(現行 20%) に引き上げる。

8. 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税等〕

薬事法等の改正を前提に、改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の感染救済給付について、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さないこととする。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族(妻に限る。)を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。
(地方税においても同様)

薬事法の改正に伴い、改正後の薬事法に規定する希少疾病用再生医療製品(仮称)に関する試験研究で独立行政法人医薬基盤研究所法の規定による助成金の交付の対象となった期間に行われるものに要する費用の額について、引き続き、特別試験研究費の額に係る法人税の税額控除制度における特別試験研究費の額とする。(所得税においても同様)

9. 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税等〕

予防接種法の改正を前提に、新たなワクチン追加後の同法の健康被害救済給付について、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さないこととする。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

- ③ 障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族(妻に限る。)を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。
(地方税においても同様)

予防接種法の改正を前提に、新たなワクチン追加後の同法の健康被害救済給付に係る医療について、引き続き消費税を非課税とする。

10. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う非課税措置の創設 〔所得税、消費税等〕

障害者等に対する少額貯蓄非課税制度について、予防接種法の規定による予防接種とみなされる新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による特定接種を受けたことにより予防接種法の障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族(妻に限る。)である者についても適用ができることとする。(地方税においても同様)

消費税が非課税とされる医療等の範囲に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付等を加える。

11. 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 〔消費税〕

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

＜保険関係＞

1. 特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等

〔国民健康保険税〕

国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を講ずる。

※特定世帯:二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯。

2. 病床転換助成事業に関する税制上の措置の延長 〔印紙税、国民健康保険税〕

国民健康保険に要する費用に高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限を5年延長する。

病床転換助成事業の期限の延長に伴い、社会保険診療報酬支払基金が作成する当該事業に関する文書については、引き続き印紙税を課さないこととする。

＜介護・障害等＞

* 1. サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

〔所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税〕

法人税におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の適用期限を3年延長するとともに、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものの割増償却率を14%(耐用年数が35年以上であるものについては、20%)(現行28%(耐用年数が35年以上であるものについては、40%))に引き下げる。(所得税においても同様)

サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

一定の新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、一定の新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び一定の新築住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の床面積要件の下限を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。

2. 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税等〕

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の見直しを行うこととする。

- ② 収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において障害福祉サービスの見直しが行われることに伴う規定の整備を行う。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う規定の整備を行う。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴い、法人事業税の所得割の課税標準の算定の方法について、所要の規定の整備を行う。

*** 3. 特別障害者扶養信託制度に係る非課税措置等の見直し** 〔贈与税、相続税〕

特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。

① 適用対象者に、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により中軽度の知的障害者とされた者及び精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級又は3級である者として記載されている精神障害者を加える。

② 上記①の者に係る非課税限度額を 3,000 万円とする。

③ 特別障害者扶養信託契約の終了時期を、特別障害者又は上記①の者の死亡の日（現行 特別障害者の死亡後6月を経過する日）とする。

（注）上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税について適用する。

※特別障害者扶養信託制度：個人が、特別障害者（現行では重度の障害者のみ）を受益者として、金銭等を信託銀行等に預託した場合に、6,000 万円を限度に贈与税を非課税にできる制度

＜子ども・子育て＞

*** 1. 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置**

〔所得税、個人住民税〕

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、本非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等（幼稚園又は保育所等を設置している者に限る。）が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産（幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限る。）を他の公益法人等（幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。）に贈与をする場合（当該寄附財産を幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供する等の一定の要件を満たす場合に限る。）において、寄附財産の贈与に関する届出書を提出したときは、非課税特例を継続適用できることとする。

（注）上記の改正は、平成 25 年 6 月 1 日以後に行う寄附財産の贈与について適用する。

*** 2. 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置** 〔消費税〕

消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える。

3. 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置 〔登録免許税〕

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

<就労促進等>

1. 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長

〔所得税、個人住民税、事業所税〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法等の一部改正により引き続き支給されることとなる給付金(事業主に対して支給されるものを除く。)について、次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さないこととする。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
(地方税においても同様)

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法等の一部改正に伴い、国の雇用に関する助成に係る者に対する従業者割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、引き続き所要の措置を講ずる。

2. 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長 〔所得税、法人税〕

法人税における支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を2年延長する。
(所得税においても同様)

3. 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

〔固定資産税、不動産取得税〕

心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けて取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けて取得する事業用施設に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。

4. 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金(仮称)の創設に伴う税制上の の所要の措置

〔固定資産税、不動産取得税、事業所税〕

中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金(仮称)の創設に伴い、所要の措置を講ずる。

5. 雇用促進税制の拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度(雇用促進税制)について、税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり40万円(現行20万円)に引き上げるほか、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置を講ずる。(所得税においても同様)

＜生活衛生関係＞

1. 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置

〔法人税、法人住民税、事業税〕

(1) 交際費課税の見直し

交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を800万円(現行600万円)に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(現行10%)を廃止する。

(2) 共同利用施設の特別償却制度の延長

生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年延長する。

* 2. 商業・サービス業活性化税制の創設

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

青色申告書を提出する中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成 25 年4月1日から平成 27 年3月 31 日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の 30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20%を限度とし、控除限度超過額は、1年間の繰越しができる。

(注1) 経営改善に関する指導及び助言とは、商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう。

(注2) 対象となる器具備品は、1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のものとし、対象となる建物附属設備は、一の取得価額が 60 万円以上のものとする。

(注3) 指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業(これらのうち性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く。)をいう。

(注4) 税額控除の対象法人は、資本金が 3,000 万円以下の中小企業等に限る。

<その他>

1. 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続

〔所得税、印紙税、個人住民税等〕

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正により引き続き支給されることとなる特別給付金について、次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さないこととする。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
(地方税においても同様)

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正により引き続き支給されることとなる特別給付金について、特別給付金に関する書類及び特別給付金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さないこととする。